HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	管制
Citation	北大百年史, 通説, 985-1003
Issue Date	1982-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30050
Type	departmental bulletin paper
File Information	tsusetu_p985-1003.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

官制

1　東北帝国大学設置の件

（一九〇七年六月二一日、勅令第二三六号）[注]

第一条　仙台ニ帝国大学ヲ置キ東北帝国大学ト称ス

第二条　札幌農学校ヲ東北帝国大学農科大学トス

第三条　東北帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条　東北帝国大学総長ノ職務ハ当分ノ内東北帝国大学農科大学長ヲシテ之ヲ行ハシム

第五条　帝国大学令第六条乃至第八条ノ規定ハ当分ノ内東北帝国大学ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔注〕　年月日は公布日を示す。以下同様。

2　東北帝国大学農科大学官制

（一九〇七年六月二一日、勅令第二三七号）

東北帝国大学農科大学官制

第一条　東北帝国大学農科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

学長

教授

助教授

学生監

助手

書記

第二条　学長ハ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学長ハ文部大臣ノ監督ヲ承ケ農科大学ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

第三条　教授ハ専任十二人奏任又ハ勅任トス講座ヲ担当シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ学長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第四条　助教授ハ専任八人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分担スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第五条　学生監ハ一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学生監ハ学長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スルコトヲ掌ル

第六条　助手ハ専任十五人判任トス教授及助教授ノ指揮ヲ承ケ学術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第七条　書記ハ専任十人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第八条　第一条職員ノ外植物園長、農場長及演習林長ヲ置キ教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ学長ノ監督ヲ承ケ各其ノ事務ヲ掌理ス

第九条　農科大学ニ大学予科、土木工学科、林学科及水産学科ヲ付属セシメ教授専任十六人助教授専任七人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

附　則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

3　東北帝国大学農科大学大学予科、土木工学科、林学科及水産学科の官等俸給に関する件

（一九〇七年六月二二日、勅令第二三八号）

東北帝国大学農科大学大学予科、土木工学科、林学科及水産学科教授ノ官等俸給ニ関シテハ文部省直轄諸学校高等官官等俸給令中教授ノ例ニ依ル

附　則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

4　東北帝国大学農科大学の講座に関する件

（一九〇七年六月二二日、勅令第二四〇号）

東北帝国大学農科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定ムルコト左ノ如シ

農学	二講座
農芸化学	二講座
農芸物理学	一講座
植物学	一講座
動物学昆虫学養蚕学	三講座
園芸学	一講座

畜産学　一講座
農政学殖民学　一講座

附則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

備考　本件は、一九〇八年五月勅令第一一八号、一九〇九年五月勅令第一四三号、一九一〇年三月勅令第六八号、一九一一年五月勅令第一三四号、一九一二年五月勅令第一二六号、一九一五年七月勅令第一一六号、一九一七年九月勅令第一三九号によって、次のように改正された。

東北帝国大学農科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定ムルコト左ノ如シ

農学	四講座
農芸化学	三講座
農芸物理学	一講座
植物学	二講座
動物学昆虫学養蚕学	三講座
園芸学	一講座
畜産学	二講座
農政学殖民学	一講座
林学	四講座
農産製造学	一講座
獣医学	二講座
林政学及森林管理学	一講座
経済学財政学	一講座
応用菌学	一講座

5　東北帝国大学農科大学学科開設等の件

（一九〇七年六月二四日、文部省令第二一号）

東北帝国大学農科大学ハ本年九月一日ヨリ開設ス

東北帝国大学農科大学ニハ農学科、農芸化学科、林学科及畜産科ヲ置キ農学科、農芸化学科ハ本年九月十一日ヨリ、林学科、畜産科ハ明治四十三年九月十一日ヨリ其ノ授業ヲ開始ス

6　東北帝国大学官制

（一九一〇年一二月二二日、勅令第四四七号）

東北帝国大学官制

第一条　東北帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長
事務官
学生監
書記

第二条　総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ東北帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

総長ハ其職権ニ属スル事務ノ一部ヲ農科大学長ニ委任スルコトヲ得

第三条　事務官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌理ス

第四条　学生監ハ二人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条　書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

東北帝国大学及分科大学書記ハ通計専任十三人ヲ以テ定員トス

第六条　分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授

助教授

助手

書記

第七条　教授ハ専任二十四人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条　助教授ハ専任十一人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分担スル助教授ハ此ノ限リニ在ラス

第九条　助手ハ専任二十一人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ学術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条　第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条　農科大学附属植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十二条　農科大学ニ大学予科、土木工学科及水産学科ヲ附属セシメ教授専任二十七人助教授専任十二人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

附　則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

東北帝国大学農科大学官制ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ東北帝国大学農科大学又ハ附属大学予科、土木工学科、水産学科ノ教授、助教授、助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝国大学農科大学又ハ附属大学予科、土木工学科、水産学科ノ教授、助教授、助手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ東北帝国大学農科大学附属大学予科、土木工学科、水産学科教授ニ任セラレタル者ニ関シテハ高等官等俸給令第十条第四項ノ適用ニ付前官ノ在職年数ヲ通算ス

7　東北帝国大学等特別会計設置に関する件

（一九一一年三月二三日、法律第二二号）

帝国大学特別会計法中左ノ通改正ス

第一条中「東京帝国大学及京都帝国大学」ヲ「東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学及九州帝国大学」ニ改ム

第二条　前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百三十五万八千八百三十八円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度金八十四万円トシ東北帝国大学及九州帝国大学ニ在リテハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第十二条　第六条ノ規定ハ東北帝国大学及九州帝国大学ニ関シテハ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際学校及図書館資金ニシテ東北帝国大学農科大学及東北帝国大学理科大学ノ用ニ供スルモノハ東北帝国大学ノ資金ニ、京都帝国大学資金ニシテ福岡医科大学ノ用ニ供スルモノ並学校及図書館資金ニシテ九州帝国大学工科大学ノ用ニ供スルモノハ九州帝国大学ノ資金ニ編入スヘシ

明治四十三年度京都帝国大学特別会計歳入歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノニシテ福岡医科大学ニ関スルモノハ九州帝国大学特別会計ニ繰越スヘシ

東北帝国大学及九州帝国大学工科大学ノ創立費ハ第一条ノ規定ニ拘ラス一般会計ノ所属トス

8　北海道帝国大学設置の件

（一九一八年四月一日、勅令第四三号）

第一条　札幌ニ帝国大学ヲ置キ北海道帝国大学ト称ス

第二条　北海道帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

第三条　帝国大学令第六条乃至第八条ノ規定ハ当分ノ内北海道帝国大学ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東北帝国大学農科大学ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ北海道帝国大学農科大学トス

9 北海道帝国大学官制

（一九一八年四月一日、勅令第四四号）

北海道帝国大学官制

第一条　北海道帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長
事務官
学生監
書記

第二条　総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ北海道帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条　事務官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌理ス

第四条　学生監ハ一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条　書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

北海道帝国大学及分科大学書記ハ通計専任十三人ヲ以テ定員トス

第六条　分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授
助教授
助手
書記

第七条　教授ハ専任二十七人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条　助教授ハ専任十五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分担スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九条　助手ハ専任三十二人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ学術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条　第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各

其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条　北海道帝国大学ニ大学予科、土木専門部及水産専門部ヲ附属セシメ教授専任二十八人助教授専任十一人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

大学予科、土木専門部及水産専門部ニ主事及生徒監各一名ヲ置キ大学予科教授及専門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ総長ノ命ヲ承ケ大学予科及専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十二条　農科大学附属植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大学教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ各其事務ヲ掌理ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東北帝国大学農科大学又ハ附属大学予科、土木工学科、水産学科ノ教授、助教授、助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝国大学農科大学又ハ北海道帝国大学附属大学予科、土木専門部、水産専門部ノ教授、助教授、助手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東北帝国大学農科大学ノ助手又ハ東北帝国大学農科大学附属水産学科ノ教授ニシテ休職ノ者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各北海道帝国大学農科大学ノ助手又ハ北海道帝国大学附属水産専門部ノ教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

第二項ノ規定ニ依リ北海道帝国大学附属大学予科、土木専門部、水産専門部教授ニ任セラレタル者ニ関シテハ高等官官等俸給令第十条第五項ノ適用ニ付前官ノ在職年数ヲ通算ス

備考　本件は、一九一八年六月勅令第二六八号、一九一九年三月勅令第五七号、一九一九年九月勅令第四一六号、一九二〇年五月勅令第一七〇号、一九二〇年九月勅令第三九六号、一九二一年四月勅令第一一八号、一九二二年五月勅令第二五七号、一九二三年五月勅令第二四四号、一九二四年七月勅令第一五九号、一九二四年九月勅令第二二一号、一九二五年四月勅令第七七号、一九二五年五月勅令第一九七号、一九二六年六月勅令第一七八号、一九二七年一〇月勅令第三〇三号、一九二八年一〇月勅令第二五三号、一九二九年一二月勅令第三五六号、一九三〇年三月勅令第五一号、一九三一年五月勅令第七六号、一九

三一年七月勅令第一九五号、一九三二年五月勅令第六七号、一九三二年一二月勅令第三九一号、一九三三年五月勅令第一三一号、一九三四年七月勅令第二一七号、一九三五年三月勅令第五三号、一九三五年九月勅令第二七五号、一九三六年一一月勅令第三九二号、一九三七年一〇月勅令第六二九号、一九三八年九月勅令第六二四号、一九三九年四月勅令第一九五号、一九四〇年五月勅令第三三〇号、一九四〇年一二月勅令第八五八号、一九四一年一月勅令第八五号、一九四一年四月勅令第四三八号、一九四一年一一月勅令第九九五号、一九四二年四月勅令第一七七号、一九四二年七月勅令第六一四号、一九四二年一一月勅令第七四五号、一九四三年九月勅令第七二一号、一九四三年一一月勅令第八七七号、一九四四年二月勅令第九四号、一九四四年三月勅令第二〇〇号、一九四四年五月勅令第三五三号、一九四四年一二月勅令第六六八号、一九四五年六月勅令第三七二号、一九四六年三月勅令第一四一号によって、次のように改正された（年月は施行期を指す）。

北海道帝国大学官制

第一条　北海道帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長　教授

助教授

事務監

書記官

事務官

司書官

助手

書記

司書

技手

第二条　総長一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ北海道帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第二条ノ二　教授ハ専任百二十三人奏任又ハ勅任トス各学部ニ分属シテ其ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ学部長又ハ医学部附属医院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ担任セシメサルコトヲ得

第二条ノ三　助教授ハ専任百十八人奏任トス各学部ニ分属シ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分担スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二条ノ四　事務監ハ一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ大学ノ事務ヲ掌理ス

第二条ノ五　書記官ハ専任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務ヲ掌理ス

第三条　事務官ハ専任四人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務ヲ分掌ス

第四条ノ二　司書官ハ専任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書、記録及閲覧ニ関スル事務ヲ掌理ス

第四条ノ三　助手ハ専任二百三十二人判任トス各学部ニ分属シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ学術ニ関スル職務ニ服ス

第五条　書記ハ専任四十三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務ニ従事ス

第五条ノ三　司書ハ専任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス

第五条ノ四　技手ハ専任五人判任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ニ従事ス

第六条　各学部ニ学部長一人ヲ置キ其ノ学部ニ属スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学部長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ学部ノ事ヲ掌ル

第七条　農学部ニ附属植物園、附属農場及附属演習林ヲ置ク

植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農学部ニ属スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ各其事務ヲ掌理ス

第八条　医学部ニ附属医院ヲ置ク

医院ニ医院長ヲ置キ医学部ニ属スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

医院長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理ス

第九条　医院ニ薬局長ヲ置ク専任一人奏任トス

薬局長ハ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第十条　医院ニ薬剤手ヲ置ク専任九人判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケ医院薬局ニ関スル職務ニ服ス

第十一条　医院ニ看護長ヲ置ク専任十二人判任トス

看護長ハ上官ノ命ヲ承ケ医院ニ於ケル看護ニ関スル職務

ニ服ス

第十一条ノ二　医院ニ看護婦養成施設ヲ置ク

看護婦養成施設ニ主事ヲ置キ医学部ニ属スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ上官ノ命ヲ承ケ看護婦養成施設ノ事務ヲ掌理ス

第十一条ノ三　理学部ニ附属臨海実験所ヲ置ク

臨海実験所ニ臨海実験所長ヲ置キ理学部ニ属スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

臨海実験所長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ臨海実験所ノ事務ヲ掌理ス

第十二条　北海道帝国大学ニ予科ヲ置キ教授専任四十三人助教授専任八人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

予科ニ予科長ヲ置キ予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

予科長ハ総長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十三条　北海道帝国大学ニ附属土木専門部ヲ置キ教授専任七人助教授専任四人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

専門部ニ部長ヲ置キ専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

部長ハ総長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十三条ノ二　北海道帝国大学ニ附属農林専門部ヲ置キ教授専任四人助教授専任二人助手専任一人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及実験ノ補助ニ従事ス

専門部ニ部長ヲ置キ専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

部長ハ総長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十四条　北海道帝国大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置ク教授、助教授又ハ司書官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

図書館長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ図書館ノ事務ヲ掌理ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

10

北海道帝国大学特別会計設置に関する件

（一九一八年三月二三日、法律第三号）

帝国大学特別会計法中左ノ通改正ス

第一条及第十二条中「東北帝国大学及九州帝国大学」ヲ「東北帝国大学、九州帝国大学及北海道帝国大学」ニ改ム

第二条中「金百三十六万円」ヲ「金百五十六万円」ニ「金八十二万円」ヲ「金九十七万円」ニ、「東北帝国大学及九州帝国大学」ヲ「東北帝国大学、九州帝国大学及北海道帝国大学」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

〔略〕

附　則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

大正六年法律第三号ハ之ヲ廃ス

〔略〕

大正六年度末現在ノ東北帝国大学資金ニシテ農科大学ノ用ニ供スルモノ及東北帝国大学資金ニ編入スヘキ歳入残余ニシテ農科大学ニ属スルモノハ之ヲ北海道帝国大学ノ資金ニ編入スヘシ

大正六年度東北帝国大学特別会計ノ歳入歳出ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノノ内農科大学ニ属スルモノハ之ヲ北海道帝国大学特別会計ニ繰越整理スヘシ

11　帝国大学及其の学部に関する件

（一九一九年二月七日、勅令第一三号）

帝国大学及其ノ学部ハ左ノ如シ

東京帝国大学　〔学部省略〕
京都帝国大学　〔学部省略〕
東北帝国大学　〔学部省略〕
九州帝国大学　〔学部省略〕
北海道帝国大学
　農学部
　医学部

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学、農科大学ハ各本令ノ法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部トス

九州帝国大学農学部及北海道帝国大学医学部ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

明治三十年勅令第二百八号、同年勅令第二百九号、明治四十年勅令第二百三十六号、明治四十三年勅令第四百四十八号及大正七年勅令第四十三号ハ之ヲ廃止ス

備考　本件は、一九二四年九月勅令第二二四号、一九三〇年四月勅令第五二号、一九四七年四月勅令第一三九号により改正され、工学部、理学部、法文学部が加えられた。

12 北海道帝国大学各学部における講座に関する件

（一九一九年二月七日、勅令第一八号）

北海道帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

農学部

農学	四講座
農芸化学	三講座
農芸物理学	一講座
植物学	二講座
動物学昆虫学養蚕学	三講座
園芸学	一講座
畜産学	二講座
農政学殖民学	一講座
林学	四講座
林政学及森林管理学	一講座
農産製造学	一講座
獣医学	二講座
経済学財政学	一講座
応用菌学	一講座

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第六十一号ハ之ヲ廃止ス

〔注〕一九一八年四月一日勅令第六一号は、北海道帝国大学農科大学の講座に関する件（内容は「4　東北帝国大学農科大学の講座に関する件」備考と同一）を指す。

備考　本件は、一九二〇年九月勅令第三九七号、一九二一年四月勅令第一一九号、一九二二年五月勅令第二六五号、一九二三年九月勅令第二四五号、一九二四年七月勅令第一六三号、一九二四年九月勅令第二二六号、一九二五年五月勅令第一九八号、一九二六年六月勅令第一八四号、一九二九年四月勅令第四号、一九三〇年三月勅令第五三号、一九三一年五月勅令第七七号、一九三二年五月勅令第六六号、一九三三年五月勅令第一三三号、一九三六年一一月勅令第三九三号、一九三七年一〇月勅令第六三〇号、一九三九年四月勅令第一九六号、一九四〇年五月勅令第三三一号、一九四一年四月勅令第四三九号、一九四一年一一月勅令第一〇〇〇号、一九四二年四月勅令第三七八号、一九四二年七月勅令第六一四号、一九四三年九月勅令第七二一号、一九四三年一一月勅令第八七八号、一九四四年一二月勅令第六六八号、一九四五年六月勅令

第三七二号、一九四六年三月勅令第一五五号、一九四七年四月勅令第一三九号、一九四七年七月政令第一二六号、一九四七年九月政令第二〇四号によって次のように改正された（年月は施行期を指す。北海道帝国大学を北海道大学と改めたのは一九四七年政令第二〇四号による）。

北海道大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

農学部

農学	四講座
農芸化学	三講座
農芸物理学	一講座
植物学	三講座
動物学昆虫学養蚕学	三講座
園芸学	二講座
畜産学	三講座
農政学	一講座
林学	四講座
林政学及森林管理学	一講座
農産製造学	一講座
獣医学	二講座
経済学財政学	一講座
応用菌学	一講座
皮革製造学	一講座
家畜衛生学	一講座
比較病理学	一講座
森林工学	一講座
農林法律学	一講座
植民学	一講座
水産生物学	二講座
水産化学	二講座
家畜解剖学	一講座
農業機械学	一講座

医学部

内科学	三講座
外科学	三講座
解剖学	三講座
生理学	二講座
医化学	一講座
病理学	二講座
細菌学	一講座
耳鼻咽喉科学	一講座
薬理学	一講座

眼科学 一講座
産婦人科学 一講座
小児科学 一講座
皮膚泌尿科学 一講座
法医学 一講座
精神病学 一講座
衛生学 一講座

工学部

橋梁学 一講座
鉄道学 二講座
水工学 二講座
電気機械学 二講座
原動機学 二講座
鉱山学 二講座
理学 二講座
応用力学 三講座
混凝土工学 一講座
鉱山機械学 一講座
応用地質学 一講座
電気磁気学 一講座
電力及電力応用学 二講座
機械工作学 一講座
選鉱学 一講座
応用化学 四講座
通信工学 二講座
冶金学 四講座

理学部

数学 四講座
物理学 五講座
化学 五講座
地質学鉱物学 四講座
石油地質学 一講座
植物学 三講座
動物学 二講座

法文学部

哲学 七講座
史学 三講座
文学 三講座
法律学 五講座
政治学 一講座
経済学 二講座

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

13　低温科学研究所官制

（一九四一年一一月二六日、勅令第一〇〇一号）

低温科学研究所官制

第一条　北海道帝国大学ニ低温科学研究所ヲ附置ス

第二条　低温科学研究所ハ低温ニ於ケル科学的現象ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条　低温科学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
所員
助手
書記
技手

第四条　所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ低温科学研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条　所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条　助手ハ専任六人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条　書記ハ専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八条　技手ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九条　帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ七人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

14　超短波研究所官制

（一九四三年一月一日、勅令第五六号）

超短波研究所官制

第一条　北海道帝国大学ニ超短波研究所ヲ附置ス

第二条　超短波研究所ハ超短波ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条　超短波研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
所員
助手
書記

第四条　所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ超短波研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条　所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条　助手ハ専任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条　書記ハ専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八条　帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

15　触媒研究所官制

（一九四三年二月一日、勅令第五七号）

触媒研究所官制

第一条　北海道帝国大学ニ触媒研究所ヲ附置ス

第二条　触媒研究所ハ触媒ニ関スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条　触媒研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長
所員
助手
書記

第四条　所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ触媒研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条　所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条　助手ハ専任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条　書記ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事

ス

第八条　帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

16　国立学校設置法

（一九四九年五月三一日、法律第一五〇号）

国立学校設置法

第一章　総則

（設置及び所轄）

第一条　この法律により、国立学校を設置する。

2　国立学校は、文部大臣の所轄に属する。

（定義）

第二条　この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一条に定める学校のうち、国立の大学及び高等学校並びに同法第八十三条に定める各種学校で国立のものをいう。

第二章　国立大学

（名称及び位置等）

第三条　国立大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称	位置	学部	学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるもの
北海道大学	北海道	法文学部	北海道大学
		教育学部	北海道大学予科
		理学部	北海道大学附属農林専門部
		医学部	北海道大学附属医学専門部
		工学部	
		農学部	
		水産学部	函館水産専門学校

（附置の研究所）

第四条　国立大学に、左表の通り、研究所を附置する。

大学の名称	研究所の名称	位置	目的
北海道大学	低温科学研究所	北海道	低温における科学的現象に関する学理及びその応用の研究
	応用電気研究所		電気の応用に関する総合研究
	触媒研究所		触媒に関する学理及びその応用の研究

（学部附属の研究施設）

第五条　国立大学の学部に、左表の通り研究施設を置く。

大学の名称	学部	研究施設の名称
北海道大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属植物園、附属農場、附属演習林

（附属図書館）

第六条　国立大学に、附属図書館を置く。

（附属の学校）

第七条　国立大学に附属の学校を置く場合においては、その組織その他必要な事項は、法律又は政令で定める。

（講座等）

第八条　国立大学の各学部に置かれる講座又はこれに代るべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第三章　国立高等学校

〔略〕

第四章　国立の各種学校

〔略〕

第五章　職員及び職

（国立学校の職員の定員）

第十二条　各国立学校に置かれる職員の定員は、別表第一から第三までによる。

（国立学校の職）

第十三条　各国立学校（附則第三項及び第五項に規定する学校を含む。）に置かれる職の種類及び定員については、文部省令で定める。

（国立学校に置かれる職員の任免等）

第十四条　国立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところによる。

第六章　雑則

（命令への委任）

第十五条　この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定は、学校の修業年限及び学年の進行に関しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2　左に掲げる勅令は、廃止する。

国立総合大学令（大正八年勅令第十二号）
国立総合大学官制（昭和二十一年勅令第二百五号）
国立総合大学及び其の学部に関する件（大正八年勅令第十三号）
〔略〕
北海道大学講座令（大正八年勅令第十八号）
〔略〕
低温科学研究所官制（昭和十六年勅令第千一号）
応用電気研究所官制（昭和十八年勅令第五十六号）
触媒研究所官制（昭和十八年勅令第五十七号）
〔略〕

3　第三条に規定する大学は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに第三条に規定する大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4　前項の規定の実施に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔略〕

7　従前の規定による国立の大学の大学院は、当分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。

8　国立大学に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する国立大学の職員の定員に含まれるものとする。

9　第五項に掲げる学校に置かれる職員の定員は、別表第四による。

10　第十二条及び前項の規定は、別に政府職員の定員に関して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

〔略〕

（別表第一）

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五七二人

文部大臣　高瀬荘太郎
農林大臣　森　幸太郎
内閣総理大臣　吉田　茂